

2025年7月1日

受益者の皆様へ

株式会社お金のデザイン

「お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）」
投資信託約款変更に関する書面決議のお知らせ

このたび、弊社が設定する追加型証券投資信託「お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）」において、投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

当該変更は、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項およびその関係法令に規定される「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断されるため、当該法令で定める書面による決議（以下「書面決議」といいます。）をもって行うものいたします。そのため、当該法令及び投資信託約款の規定に基づき、書面決議の手続きにつき下記のとおりご説明いたします。

記

1. 投資信託約款の変更を予定している追加型証券投資信託

「お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）」（以下「当ファンド」といいます。）

2. 予定している投資信託約款の変更内容および理由

(1) 変更内容

以下の変更を行います。変更後の投資信託約款の規定その他の書面決議にかかる参考情報につきましては、別紙1「書面決議参考書類」をご参照ください。

① 主要投資対象の変更およびそれによる運用の基本方針の変更

当ファンドの主要投資対象に追加型証券投資信託「フィデリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・ファンド2（適格機関投資家専用）」（以下「フィデリティファンド」といいます。）の受益証券を追加します。なお、現在当ファンドの主要投資対象である外国投資法人「DBi リキッド・オルタナティブ・ファンド・リミテッド - JPY クラス A シェアーズ」（以下「DBi ファンド」といいます。）の外国投資証券は、投資信託約款における「別に定める投資信託証券」として引き続き投資対象とします。

以上の主要投資対象の変更で整合するよう、運用の基本方針も変更します。

② 当ファンドの名称の変更

当ファンドの名称から為替ヘッジに関する記載を削除します。

③ 受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を行わない日の変更

受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を行わない日につき、現行の「ニューヨークにおける銀行の休業日」に、「ニューヨーク証券取引所の休業日」、「ロンドン証券取引所の休業日」および「ロンドンにおける銀行の休業日」を追加します。

④ ファンド・オブ・ファンズに則した規定の整備

ファンド・オブ・ファンズとしては不要な規定を削除する等、規定の整備を行います。

(2) 変更理由

① 主要投資対象の変更およびそれによる運用の基本方針の変更

当ファンドの現在の主要投資対象である DBi ファンドの運用会社ダイナミック・ベータ・インベストメンツ・エルエルシー（以下「DBi 社」といいます。）より、DBi ファンドを本年9月を目途に償還する旨の通知がありました。当ファンドを運用する弊社といたしましては、当ファンドの主目的である伝統的資産との低相関、戦略の一貫性、流動性等の観点より、DBi ファンドの代替ファンドの検討を行い、フィデリティファンドの受益証券を、本年8月1日以降の当ファンドの主要投資対象とすることといたしました。なお、DBi ファンドの外国投資証券は投資信託約款における「別に定める投資信託証券」として引き続き投資対象としますが、本年8月1日以降当該外国投資証券に対する新たな投資は行わず、DBi ファンドの償還までの間保有するに留めます。

以上のとおり主要投資対象が変更となるため、それに整合するよう、運用の基本方針の変更も必要となります。

② 当ファンドの名称の変更

上記（1）①の変更に伴い、当ファンドにおける為替ヘッジの対応が変更となることから、当フ

ンドの名称から為替ヘッジに関する記載を削除します。

- ③ 受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を行わない日の変更
上記（１）①の変更に伴い、フィデリティファンドの受益証券について取得申込み・一部解約の実行の請求ができない日を考慮し、当ファンドの受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を行わない日を追加します。
- ④ ファンド・オブ・ファンズに則した規定の整備
当ファンドはファンド・オブ・ファンズのため、それを明確化すべく、現行の投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズとしては不要な規定を削除する等の規定の整備を行います。

3. 投資信託約款の変更に係る書面決議の手続きおよび日程

① 書面決議対象受益者の確定日	2025年7月1日（火）
② 議決権行使書面による議決権行使開始	2025年7月1日（金）
③ 議決権行使書面による議決権行使期限	2025年7月25日（金）
④ 書面決議日	2025年7月29日（火）
⑤ 投資信託約款の変更日（予定）	2025年8月1日（金）

- ・書面決議は、2025年7月1日時点の当ファンドの受益者の方を対象としております。
- ・書面決議は、議決権を行使することができる当ファンドの受益者の受益権総口数の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、予定通り2025年8月1日をもって上記2の投資信託約款変更を行います。否決された場合は、上記2の投資信託約款変更は行いません。
- ・書面決議の終了後、速やかにその結果を電子公告により弊社ホームページ (<https://www.money-design.com/>) に掲載いたします。

4. 書面決議の方法

- ・書面決議における議決権の行使は、弊社所定の「議決権行使書面」にて、2025年7月25日までにお手続き願います。（同日までの弊社到着分を有効とします。）
- ・議決権を行使されない場合は、投資信託約款の規定に基づき賛成されたものとして取扱いますので、賛成いただける場合にはお手続きの必要はございません。
- ・議決権を行使される場合は、必ず弊社所定2の様式を使用してください。
- ・同一の受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とします。
- ・賛否を記載する欄に記載がない「議決権行使書面」をご送付いただいた場合、賛成されたものとして取扱います。
- ・「議決権行使書面」にご記入いただいた事項（個人情報を含みます。）は、書面決議の手続きのみを利用目的とし、他の目的には利用いたしません。また、当該事項は、必要な範囲で当ファンドの取扱販売会社と弊社の間で共有させていただきます。

5. 反対受益者の受益権買取請求の不適用について

当ファンドは、受益者が受益権の一部解約請求を行った場合、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当します。従って、書面決議が可決した場合、反対の議決権を行使した受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。なお、反対の議決権行使をしたか否かにかかわらず、当ファンドの取扱販売会社において、通常どおり受益権の一部解約請求を受け付けます。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

株式会社お金のデザイン

電話：03-6629-7090<受付時間>営業日の9:30~17:00

(別紙1 書面決議参考書類)

1. 投資信託約款の変更の案

下線部は変更部分を示します。

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>追加型証券投資信託 お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファン ド 投資信託約款</p>	<p>追加型証券投資信託 お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファ ンド<u>(円ヘッジあり)</u> 投資信託約款</p>
<p>お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファン ド</p> <p>— 運用の基本方針 —</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、主として追加型証券投資信託「<u>フィ デリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・ファ ンド 2 (適格機関投資家専用)</u>」への投資を通じて、 <u>実質的に日本を含む世界の株価指数先物取引、債券 先物取引、先物為替取引に係る権利への投資を行い、 運用環境を問わない安定的な投資信託財産の成長を 目指して運用を行います。</u></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>この投資信託は、追加型証券投資信託「フィデリテ ィ・グローバルマクロ・マルチアセット・ファンド 2 (適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファン ド」といいます。)の受益証券、および別に定める投 資信託証券を主な投資対象とするファンド・オブ・フ ァンズの形式で運用を行います。なお、「投資信託証 券」とは、投資信託および外国投資信託の受益証券、 投資証券、ならびに外国投資証券(投資法人債券に類 するものを除きます。)をいいます。(以下同じ。)</u></p> <p>(2) 投資態度 ①<u>主要投資対象ファンドの受益証券へ主として投資 します。通常の場合においては、主要投資対象ファ ンドの受益証券への投資比率は、概ね90%以上を 目安とします。</u></p>	<p>お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファン ド <u>(円ヘッジあり)</u></p> <p>— 運用の基本方針 —</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、主として<u>投資信託証券に投資し、リ スクを最小限に抑えつつ長期的に安定した収益の確 保と投資信託財産の成長を目指して運用を行いま す。</u></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>ケイマン諸島籍の外国投資法人「DBiリキッド・オル タナティブ・ファンド・リミテッド-JPYクラスAシエ アーズ」円建て投資信託証券(運用：ダイナミック・ ベータ・インベストメンツ・エルエルシー)ならびに 別に定める投資信託証券を主な投資対象とするファ ンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。</u></p> <p>(2) 投資態度 ①<u>主として米国・欧州の上場先物市場とETF(上場投 資信託証券)に実質的な投資を行い、ヘッジファン ドリサーチ社(HFR)の公表する区分に基づき、HFR、 ユーリカヘッジ社を含む情報提供会社が提供する 預かり資産上位50社で構成されるヘッジファン ド・ポートフォリオのパフォーマンスならびにマ</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>②<u>主要投資対象ファンドを通じて、複数のクオンツ・モデル（数学的手法やモデルを用いて、市場データを定量的に分析して運用を行なうモデル）を活用し、システムティックな運用を効果的に行なうことを目指します。</u></p> <p>③<u>主要投資対象ファンドを通じて、主として株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引に係る権利へ投資します。</u></p> <p>④<u>主要投資対象ファンドを通じて、株価指数先物取引、債券先物取引、先物為替取引を通じたレバレッジ取引を行います。</u></p> <p>⑤<u>主要投資対象ファンドにおいては、収益獲得を目的としない為替エクスポージャーについては為替ヘッジを行なう場合があります。なお、この投資信託においては、原則として為替ヘッジは行いません。</u></p> <p>⑥<u>主要投資対象ファンドにおいては、流動性確保のため日本の公社債にも投資します。</u></p> <p>⑦<u>NEXT FUNDS国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信への投資を通じ、日本の公社債に実質的に投資します。</u></p> <p>⑧<u>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</u></p>	<p><u>ネージド・フューチャーズ業界を代表する上位20社のCTAポートフォリオのパフォーマンスの複製を目指した運用を行います。</u></p> <p>②<u>ヘッジファンド・ポートフォリオのパフォーマンスを約6割、CTAポートフォリオのパフォーマンスを約4割複製するポートフォリオ運用を行うことにより、リスクを最小限に抑えつつ、安定した収益の確保を目指します。</u></p> <p>③<u>投資信託証券への投資は原則として高位を維持します。但し、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</u></p> <p>④<u>組入投資信託証券については為替ヘッジを行います。</u></p> <p>⑤<u>資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。</u></p>
<p>(3) 投資制限</p>	<p>(3) 投資制限</p>
<p>①<u>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</u></p> <p>②<u>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</u></p> <p>③<u>デリバティブ取引の直接利用は行いません。</u></p>	<p>①<u>投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます）以外の直接投資は行いません。</u></p> <p>②<u>投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。</u></p> <p>③<u>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</u></p>
<p>④<u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原</u></p>	<p>④<u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>則として、それぞれ<u>100分の10</u>、合計で<u>100分の20</u>を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内になるよう調整を行なうこととします。</p> <p>3. 収益分配方針 (略) 以上</p>	<p>としてそれぞれ<u>10%</u>、合計で<u>20%</u>を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。</p> <p>2. 収益分配方針 (略)</p>
<p>追加型証券投資信託『お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド』 投資信託約款</p>	<p>追加型証券投資信託『お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド <u>(円ヘッジあり)</u>』 投資信託約款</p>
<p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第<u>40</u>条第1項、第<u>41</u>条第1項、第<u>42</u>条第1項または第<u>44</u>条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。</p>	<p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第<u>45</u>条第1項、第<u>46</u>条第1項、第<u>47</u>条第1項または第<u>49</u>条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。</p>
<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。 ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第<u>19</u>条に規定する借入<u>公社債</u>を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 ③ 第<u>21</u>条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</p>	<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。 ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第<u>23</u>条に規定する借入<u>有価証券</u>を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 ③ 第<u>26</u>条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する取扱金融機関等（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日が<u>ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、またはロンドンにおける銀行の休業日と同日の場合には、</u>受益権の取得申込みの受付は行ないません。</p> <p>(略)</p> <p>④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、原則として第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する取扱金融機関等（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。</p> <p>(略)</p> <p>④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、原則として第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p>
<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）</p> <p>イ 有価証券 ロ 金銭債権 ハ 約束手形</p> <p>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</p> <p>イ 為替手形</p>	<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）</p> <p>イ 有価証券 ロ <u>デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）</u></p> <p>ハ 金銭債権 ニ 約束手形</p> <p>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</p>

変更後（新）	変更前（旧）
	イ <u>デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利</u> ロ <u>為替手形</u>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（<u>投資信託および外国投資信託の受益証券、投資証券、ならびに外国投資証券（投資法人債券に類するものを除きます。）をいいます。</u>）のほか、次の第3号から第8号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>追加型証券投資信託「フィデリティ・グローバルマクロ・マルチアセット・ファンド 2（適格機関投資家専用）」</u> <u>別に定める投資信託証券</u> <u>コマーシャル・ペーパー</u> <u>短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。以下同じ。）</u> <u>外国または外国の者の発行する証券または証書で、第3号および第4号の証券または証書の性質を有するもの</u> <u>国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）および社債証券（新株引受権証券と社債証券とが一体となった新株引受権付社債証券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）</u> <u>外国法人が発行する譲渡性預金証書</u> <u>指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</u> 	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券のほか、次の第3号から第13号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>DBiリキッド・オルタナティブ・ファンド・リミテッド-JPYクラスAシェアーズ（ケイマン諸島籍外国投資法人）</u> <u>別に定める投資信託証券</u> <u>国債証券</u> <u>地方債証券</u> <u>特別の法律により法人の発行する債券</u> <u>社債証券（新株引受権証券と社債証券とが一体となった新株引受権付社債証券（以下「分離型新株引受権付社債証券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）</u> <u>短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）</u> <u>コマーシャル・ペーパー</u> <u>外国または外国の者の発行する証券または証書で、第3号から第8号の証券または証書の性質を有するもの</u> <u>投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）</u> <u>投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）</u> <u>外国法人が発行する譲渡性預金証書</u> <u>指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条</u>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>なお、第6号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。<u>また、債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）を行なう場合は、第19条にしたがいます。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りです。）</p> <p>なお、<u>第3号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第3号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第11号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第10号の証券および第11号の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。</u>公社債にかかる運用の指図は買い現先（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></p>
<p>（利害関係人等との取引等）</p> <p>第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律<u>ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）</u>および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第21条および第26条から第28条<u>までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律<u>ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役お</u></p>	<p>（利害関係人等との取引等）</p> <p>第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律<u>および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）</u>および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第19条から第24条、第26条、<u>および第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律<u>ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役お</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>よび委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、<u>第21条</u>および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引および当該行為を行なうことができます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>よび委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第19条から<u>第24条</u>、<u>第26条</u>、および<u>第31条</u>から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p style="text-align: center;"><u>（先物取引等の運用指図）</u></p> <p><u>第19条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</u></p> <p><u>② 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p><u>③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>
<p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p style="text-align: center;"><u>（スワップ取引の運用指図）</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<p><u>第20条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p><u>② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</u></p> <p><u>③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</u></p> <p><u>④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</u></p>
(削除)	<p><u>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</u></p> <p><u>第21条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p><u>② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</u></p> <p><u>③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</u></p> <p><u>④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</u></p> <p><u>⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間に</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<p>において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</p> <p>⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</p>
(削除)	<p>(有価証券の貸付の指図および範囲)</p> <p>第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効</p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<p><u>率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。</u></p> <p><u>1. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。</u></p> <p><u>② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。</u></p> <p><u>③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。</u></p>
<p><u>(公社債の借入れの指図および範囲)</u></p> <p>第19条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、<u>公社債の借入れ（債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に係るもの）に限り</u>ます。以下本条において同じ。）の指図をすることができます。なお、当該<u>公社債の借入れを行なうにあたっては、現金により担保を提供する指図を行なうものとします。</u></p> <p>② 前項の<u>公社債の借入れに係る指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</u></p> <p>③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る<u>公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><u>(有価証券の空売りの指図および範囲)</u></p> <p>第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、<u>投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けること</u>の指図をすることができます。なお、当該<u>売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうこと</u>の指図をすることができるものとします。</p> <p>② 前項の<u>売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</u></p> <p>③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の<u>売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p><u>(有価証券の空売りの指図および範囲)</u></p> <p>第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、<u>投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けること</u>の指図をすることができます。なお、当該<u>売付けの決済については、売付けた有</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<p><u>価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。</u></p> <p>② <u>前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</u></p> <p>③ <u>投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。</u></p>
第20条から第21条（条ずれ）	第25条から第26条（条ずれ）
<p>（信用リスク集中回避のための投資制限）</p> <p>第22条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの<u>投資信託財産の純資産総額</u>に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>（信用リスク集中回避のための投資制限）</p> <p>第27条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの<u>信託財産の純資産総額</u>に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率内となるよう調整を行なうこととします。</p>
第23条から第26条（条ずれ）	第28条から第31条（条ずれ）
<p>（再投資の指図）</p> <p>第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>	<p>（再投資の指図）</p> <p>第32条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、<u>株式の清算分配金</u>、有価証券等に係る利子等、<u>株式の配当金</u>およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
第28条から第29条（条ずれ）	第33条から第34条（条ずれ）
<p>（受託者による資金の立替え）</p> <p>第30条 投資信託財産に属する有価証券について、<u>借替または転換</u>がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</p> <p>② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財</p>	<p>（受託者による資金の立替え）</p> <p>第35条 投資信託財産に属する有価証券について、<u>借替、転換、新株発行または株式割当</u>がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</p> <p>② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、<u>株式の清算分配金</u>、有価証券等に係る利子等、<u>株式の配当金</u>およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>産に繰り入れることができます。</p> <p>③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。</p>	<p>受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。</p>
<p>第31条から第33条（条ずれ）</p>	<p>第36条から第38条（条ずれ）</p>
<p>（信託報酬等の総額）</p> <p>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額とします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>（信託報酬等の総額）</p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額とします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>（収益の分配方式）</p> <p>第35条（略）</p>	<p>（収益の分配方式）</p> <p>第40条（略）</p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）第36条（略）</p> <p>③償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④ 一部解約金（第39条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を付けた日から起算して、原則として6営業日目か</p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）第41条（略）</p> <p>③償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④ 一部解約金（第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を付けた日から起算して、原則として6営業日目か</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>ら受益者に支払います。</p> <p>（略）</p>	<p>ら受益者に支払います。</p> <p>（略）</p>
<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第 37 条（略）</p>	<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第 42 条（略）</p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第 38 条 受託者は、収益分配金については第 36 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 36 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>（略）</p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第 43 条 受託者は、収益分配金については第 41 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 41 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 41 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>（略）</p>
<p>（信託の一部解約）</p> <p>第 39 条 受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が<u>ニューヨーク証券取引所の休業日</u>、<u>ニューヨークにおける銀行の休業日</u>、<u>ロンドン証券取引所の休業日</u>、または<u>ロンドンにおける銀行の休業日</u>と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。</p>	<p>（信託の一部解約）</p> <p>第 44 条 受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。</p>
<p>（信託契約の解約）</p> <p>第 40 条（略）</p>	<p>（信託契約の解約）</p> <p>第 45 条（略）</p>
<p>（信託契約に関する監督官庁の命令）</p> <p>第 41 条（略）</p> <p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。</p>	<p>（信託契約に関する監督官庁の命令）</p> <p>第 46 条（略）</p> <p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 50 条の規定に従います。</p>
<p>（委託者の登録取消等に伴う取扱い）</p> <p>第 42 条（略）</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信</p>	<p>（委託者の登録取消等に伴う取扱い）</p> <p>第 47 条（略）</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 50 条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信</p>

変更後（新）	変更前（旧）
託委託会社と受託者との間において存続します。	託委託会社と受託者との間において存続します。
(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い) 第 43 条 (略)	(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い) 第 48 条 (略)
(受託者の辞任および解任に伴う取扱い) 第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。 (略)	(受託者の辞任および解任に伴う取扱い) 第 49 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 50 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。 (略)
(投資信託約款の変更等) 第 45 条 (略)	(投資信託約款の変更等) 第 50 条 (略)
(反対受益者の受益権買取請求の不適用) 第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。	(反対受益者の受益権買取請求の不適用) 第 51 条 この信託は、受益者が第 44 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 45 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。
第 47 条から第 51 条 (条ずれ)	第 52 条から第 56 条 (条ずれ)
付表 1. 別に定める投資信託証券 運用の基本方針および投資信託約款第 16 条第 2 号の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券をいいます。 ①国内上場投信「NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信」の受益証券 ②ケイマン諸島籍外国投資法人「DBi リキッド・オル	付表 1. 別に定める投資信託証券 運用の基本方針、約款第 16 条第 2 号の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券をいいます。 国内上場投信「NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信」

変更後（新）	変更前（旧）
<p>タナティブ・ファンド・リミテッド-JPY クラス A シェアーズ」の外国投資証券。ただし、当該外国投資法人は 2025 年 9 月を目途に償還される予定であり、2025 年 8 月 1 日以降、当該外国投資証券に対する新たな投資は行いません。</p>	

2. 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、または受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更または影響の内容および相当性に関する事項該当事項はありません。
3. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日
2025 年 8 月 1 日
4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件
書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成が得られない場合は、投資信託約款の変更は中止されます。
5. 投資信託約款の変更をする理由
以下の事項に対応するため、投資信託約款の変更が必要となります。
 - ① 主要投資対象の変更およびそれによる運用の基本方針の変更
当ファンドの現在の主要投資対象である DBi ファンドの運用会社 DBi 社より、DBi ファンドを本年 9 月を目途に償還する旨の通知がありました。当ファンドを運用する弊社といたしましては、当ファンドの主目的である伝統的資産との低相関、戦略の一貫性、流動性等の観点より、DBi ファンドの代替ファンドの検討を行い、フィデリティファンドの受益証券を、本年 8 月 1 日以降の当ファンドの主要投資対象とすることといたしました。なお、DBi ファンドの外国投資証券は投資信託約款における「別に定める投資信託証券」として引き続き投資対象としますが、本年 8 月 1 日以降当該外国投資証券に対する新たな投資は行わず、DBi ファンドの償還までの間保有するに留めます。
以上のとおり主要投資対象が変更となるため、それに整合するよう、運用の基本方針の変更も必要となります。
 - ② 当ファンドの名称の変更
上記①で説明する主要投資対象の変更等に伴い、当ファンドにおける為替ヘッジの対応が変更となることから、当ファンドの名称から為替ヘッジに関する記載を削除します。
 - ③ 受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を行わない日の変更
上記①で説明する主要投資対象の変更等に伴い、フィデリティファンドの受益証券について取得申込み・一部解約の実行の請求ができない日を考慮し、当ファンドの受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を行わない日を追加します。
 - ④ ファンド・オブ・ファンズに則した規定の整備
当ファンドはファンド・オブ・ファンズのため、それを明確化すべく、現行の投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズとしては不要な規定を削除する等の規定の整備を行います。
6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実
該当事項はありません。

以上